

第71期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年7月26日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催
場所

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル3階
「グレイス」

（昨年と株主総会会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

議決権行使期限

2022年7月25日（月曜日）午後6時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご出席はできるだけ自粛いただき、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。
- 接触感染リスクを低減させるため、本年株主総会におきましては、お土産の配布、株主様控室での飲料のご提供を中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

目次

第71期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件	
第2号議案 剰余金処分の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役1名選任の件	
第5号議案 監査役2名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	39



(証券コード 7623)
2022年7月8日

株 主 各 位

横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
株式会社 サンオータス
代表取締役社長 北野 俊

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また株主様の健康を第一に考え、当日のご出席はできるだけ自粛いただき、書面による議決権の行使をお願いいたします。つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年7月25日（月曜日）午後6時までにご到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番地15
新横浜グレイスホテル3階「グレイス」
(昨年と株主総会会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 (1) 第71期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第71期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役1名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
4. 議決権の行使等についてのご案内

◎代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

新型コロナウイルスの接触感染リスクを低減させるため、本定時株主総会におきましては、**お土産の配布、株主様控室での飲料のご提供を中止**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sunautas.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎以下の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sunautas.co.jp>) に掲載しております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染拡大防止対策にご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<http://www.sunautas.co.jp>) においてお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性ならびに機動性を確保することを目的として、財務的に総合的な見地から資本金の額を減少し、資本剰余金に振替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額411,250,000円を311,250,000円減少し、その減少額全額を資本剰余金に振替え、減少後の資本金額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の効力発生日

2022年9月12日

第2号議案 剰余金処分の件

第71期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 **15円00銭**

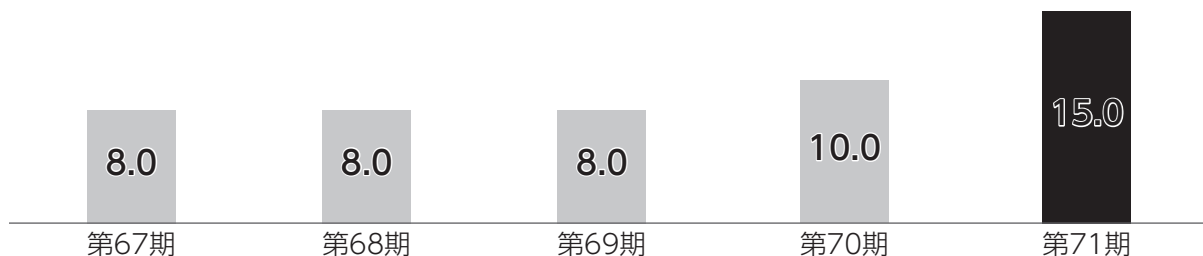
総額 **46,988,025円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年7月27日

配当金推移

■ 1株当たり配当金 (円)



第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①新たな事業展開のため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 <現行どおり>
1.～34. <現行どおり> < 新 設 >	1.～34. <現行どおり>
< 新 設 >	<u>35. 各種モビリティ機材の売買、仲介斡旋、賃貸、リース、管理、及び保守整備などの企画、開発、運営に関する業務</u>
< 新 設 >	<u>36. 各種モビリティ機材の用品、付属品、アクセサリ、その他の物品の企画、開発、販売</u>
< 新 設 >	<u>37. 各種モビリティ機材を活用した社会実証実験</u>
	<u>38. 各種モビリティ機材に関する規制、規格、その他の制度開拓の活動</u>
<u>35. 前各号に関する一切の事業</u>	<u>39. 前各号に関する一切の事業</u>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役1名選任の件

このたび、経営体制およびガバナンス体制の強化を図るため、新たに社外取締役1名を増員、選任をお願いいたしたいと存じます。なお、新たに選任されます取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふじ た かず よし
藤 田 和 由 (1956年4月30日生)

新任

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月	株式会社ヤナセ入社	2014年 12月	ヤナセバイエルンモーターズ(株)代表取締役 兼務
2009年 12月	同社執行役員 静岡営業本部本部長	2020年 3月	ヤナセバイエルンモーターズ(株)代表取締役会長
2012年 10月	同社横浜本部長	2021年 4月	同社退職
2013年 10月	同社常務執行役員		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は輸入自動車業界での長期にわたる経験、企業経営および営業戦略における高い知見を有しており、当社経営に貢献いただくことを期待し、新任の社外取締役候補者としてしました。

■ 所有する当社株式の数 0株

(注) 1. 藤田和由氏は社外取締役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 藤田和由氏の取締役選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。

4. 藤田和由氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案が承認可決された場合の取締役会の構成および専門性、経験は以下のとおりです。
(なお、以下の一覧表は各役員が有するすべての知見を表すものではありません。)

専門性と経験

氏名	地位	企業経営	営業戦略 マーケティング	法務 コンプライアンス	財務・会計	備考
北野 俊	代表取締役社長	●	●		●	
中村 直	取締役		●			
久米 健夫	取締役			●	●	
高橋 理一郎	社外取締役	●		●		弁護士
藤田 和由	社外取締役	●	●			

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役小嶋郁夫及び北村俊和の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。なお、監査役候補者小嶋郁夫及び北村俊和の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

1 お じま いく お
小嶋郁夫 (1951年12月28日生)

再任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1971年 4月	神奈川県警察入庁	2010年 3月	神奈川県幸警察署長
2006年 3月	神奈川県警察本部総務部管理官	2012年 3月	神奈川県警察退職
2008年 3月	神奈川県浦賀警察署長	2012年 4月	総合警備保障(株)入社
2009年 3月	神奈川県警察本部 生活安全部生活安全総務課長	2017年 3月	同社退職
		2018年 7月	当社監査役 (現任)

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は警察官として長年の豊富な経験、高い公共性を有しており、当社の事業全般にわたり高い倫理観、社会性を持ち、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に発揮しているものと判断しており、引続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

■ 所有する当社株式の数 0株

2 きた むら とし かず
北村俊和 (1952年11月6日生)

再任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年 4月	(株)横浜銀行入行	2012年 11月	同組合退職
1994年 6月	同行十日市場支店兼横浜若葉台支店長	2013年 6月	(株)コーエーテックモホールディングス社 外監査役
2005年 6月	(株)はまぎん事務センター常務取締役	2014年 7月	当社監査役 (現任)
2006年 4月	横浜キャリアサービス(株)代表取締役社長	2021年 6月	(株)コーエーテックモホールディングス社 外監査役退任
2008年 8月	横浜銀行健康保険組合常務理事		

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、当社が期待する社外監査役としての機能を十分に発揮しているものと判断しており、引続き社外監査役として選任をお願いするものです。

■ 所有する当社株式の数 0株

- (注) 1. 小嶋郁夫及び北村俊和の両氏は社外監査役候補者であります。
なお、小嶋郁夫氏の社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって4年、北村俊和氏は8年となります。
2. 当社は小嶋郁夫及び北村俊和の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
 3. 当社は小嶋郁夫氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
 4. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化するなか、経済活動・個人消費ともに大きく停滞する状況となりました。ワクチン接種が進んだことにより、社会活動や個人消費に持ち直しの動きが見られましたが、新たな変異株による感染の再拡大による景気回復の遅れ、ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格の高騰による経済への長期にわたる影響が懸念され、依然不透明な状況が続いております。

世界経済においても、ウクライナ情勢の悪化に加え、中国における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う長期間のロックダウンにより、サプライチェーンや生産活動に混乱をきたし、企業物価が上昇、価格転嫁による個人消費の停滞懸念もあり、景気回復には予断を許さない状況が続いております。

このような状況の下、当社グループ事業の環境は、石油製品販売業界では、主要産油国の増産抑制・需要回復期待、ウクライナ情勢の緊張等により原油価格は一時1バレル130ドル(WTI原油)に迫る水準まで上昇し、期末時点においても100ドルを超える高値で推移しました。原油価格の高騰を受けて、国内でのガソリン店頭価格は一時170円台前半まで上昇しました。このため経済産業省資源エネルギー庁は元売事業者等を対象に、2022年1月より継続して燃料油価格激変緩和対策事業の発動を行い、ガソリン価格の急激な上昇を抑える施策を実施しております。

自動車販売業界におきましては、経済の回復に伴う需要増による半導体を始めとした部材不足の影響が続いており、新車の生産台数が減少し、外国メーカー車の新規登録台数は、当連結会計年度は248,626台(前年同期比4.2%減)となりました。(出典：日本自動車輸入組合 輸入車登録台数速報)

以上の結果、売上高は16,139百万円(前連結会計年度は14,729百万円)、営業利益289百万円(前連結会計年度比37.1%増)、経常利益272百万円(同38.6%増)を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は195百万円(同27.4%増)となりました。なお、当連結会計年

度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。そのため、当連結会計年度における経営成績の説明は、前連結会計年度と比較しての売上高の増減額及び前連結会計年度比（%）を記載せずに説明しております。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。なお、セグメント間の取引については、相殺消去前の数値によって表示しております。

【エネルギー事業】

(石油製品販売、カーケア商品販売、車検・整備)

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除された秋口以降、個人消費等が堅調となったことで、ガソリンを始めとする自動車燃料の販売数量は回復傾向がみられ、年間を通しては前連結会計年度を上回りました。当社グループのサービス・ステーション(SS)において、生産性向上のため運営時間及び運営形態を見直し、人材の適正配置等の改善施策を実施するとともに、タイヤ・オイル・バッテリー・車検等の油外商品の拡販に努めました。またドライブスルー洗車機等を導入し、洗車及びコーティング等の需要拡大を図ってまいりました。

売上高については、燃料油販売ではガソリン・軽油ともに販売数量が増加したことに加え、1年を通じて原油価格が大幅に上昇したことで販売価格も上昇し大幅な増収となりました。

収益面では、マーケット特性を重視したエリア別の価格設定を徹底し、適正な燃料油マージンを確保し、安定的に利益を計上することができました。

車検・整備部門は、国産、外国車を問わず半導体不足による新車販売の低迷もあり、在庫台数が引き続き増加したことで、収益が改善しました。さらにSNSに注力したマーケティングで、コーティング等の高付加価値商品の拡販に努めました。

営業部門は、対面販売が厳しい中で、リモート営業を中心とした既存顧客フォローや代理店へのサポート強化を図り、期後半には展示会への参加も徐々に可能となり、エンジン洗浄機器の拡販及び洗浄液の安定的な供給販売に努めました。さらに不採算部門の通販事業を終了した結果、前連結会計年度を上回る収益を確保することができました。

エネルギー部門の収益改善と体制強化により、今後はカーボンニュートラルに向けて元売各社と協業し、電気・水素等の新エネルギーへの投資を積極的に行い、新たなエネルギーネットワークを構築してまいります。

この結果、売上高は10,005百万円（前連結会計年度は8,475百万円）となりました。また、セグメント利益は387百万円（前連結会計年度比2.5%減）となりました。

【カービジネス事業】

(プジョー、ジープの輸入車正規ディーラー、オリックス・レンタカー、モビリティ)

輸入車販売においては新型コロナウイルス感染症の影響及びウクライナ情勢も相俟って、世界的な半導体不足等により新車の生産台数の減少が顕著となり、国内の輸入車は品薄の状

態が今年に入っても解消されない状況となっております。

プジョー（P E U G E O T）ブランドは、新車販売では、エントリーモデルである208及び2008シリーズを中心に、その他SUVも受注は順調に伸びておりますが、納車が遅れ売上計上が数か月ずれる傾向にあります。中古車部門では、新車不足を補うためにプジョー認定中古車を在庫を大幅に増やし、販売機会を創出してまいりました。また、整備部門では半年前からの車検と点検の入庫促進により、他ブランドへの流出を抑え、売上増大に努めました。

ジープ（J e e p）ブランドも同様、受注は安定的には入ってきているものの、インポーターからの供給が追いつかず、売上計上が遅れる傾向にあります。新車・中古車販売ともに自社在庫が限られる中、自動車保険やアクセサリ等を積極的にご提案し1台当たりの売上が向上、また、新車の供給不足をカバーするため、中古車販売に注力することで中古車販売台数は前連結会計年度に比べ増加しております。また、整備・車検部門については、コロナ禍でお客様の車両走行距離が増える傾向にあり、従来以上に安全面を重視して車検と点検をご案内した結果、前連結会計年度並みの実績を上げることができました。

レンタカーにつきましては、コロナ禍で個人・法人チャネルの回復が遅れており、年間を通して比較的安定している損害保険・代車チャネルの受注件数獲得に注力いたしました。また、国産車の供給不足に対応するため、保有のレンタカーの台数をコントロールしながら稼働率を上げ、コストの最適化に努めた結果、前連結会計年度に比べ大幅に収益を改善することができました。

モビリティ事業におきましては、次世代モビリティサービスの開発を目的に、「glafit」（電動バイク、電動キックボード）や「WHILL」（次世代型パーソナルモビリティ）の販売、レンタルを始め、「SEA-Board」（IoT搭載型電動キックボード）や「SEA-Bike」（スポーツ型電動アシスト自転車）などマイクロモビリティのシェアリング事業を行っています。2021年3月には京浜急行電鉄株式会社と包括契約を締結、同時に観光MaaS「三浦Cocoon」にも参画し、横須賀・三浦エリア、湘南エリアで「SEA-Board」のシェアリング事業を展開、また「三浦Cocoon」では「SEA-Bike」も加え、予約決済が可能な三浦Cocoon専用アプリを導入し、京浜急行グループ、各自治体とも連携して「観光MaaS」の構築に取り組んでいます。その他、2021年11月には株式会社東急ホテルズとの提携によりキングスカイフロント（川崎市）で、また2022年2月にはJR東日本レンタリース株式会社との提携により長野県松本エリアで「SEA-Board」シェアリングを実装しています。直近では、横浜市、及びOpenStreet株式会社と協定を締結し、横浜市が開始する「横浜市広域シェアサイクル事業

社会実験」へ参画、官民一体となって脱炭素社会の形成を推進してまいります。

SDGsの取り組みといたしましては、2020年10月に神奈川県によるSDGs登録制度 第2期「かながわSDGsパートナー」に認定。また同年12月には横浜市が2020年に開始したSDGs認証制度 第1期「Y-SDGs」に認定、さらに2021年12月に「Y-SDGs」上位認証となる「Superior」（スーパーリア）を取得しています。今後とも、顧客に満足していただくサービスを提供しながら、環境への配慮、ジェンダーの平等、外国人の雇用など、社会課題の解決に取り組み、多種多様な面から持続可能な社会の実現に向けて努めてまいります。

この結果、売上高は5,590百万円（前連結会計年度は5,709百万円）、セグメント利益は105百万円（前連結会計年度比78.9%増）となりました。

【ライフサポート事業】

（損害保険・生命保険募集業務）

当事業では、個人向けとして来店型保険ショップ『ほけんの窓口』を3店舗で展開しており、コンサルティング業務の質の向上に重点を置く営業を推し進めてまいりました。『ほけんの窓口』の各店舗では、ライフパートナーを増員し、来店客数の拡充を図る体制を整えた効果もあり、当連結会計年度は前連結会計年度に比べ相談件数の回復傾向がみられました。2021年9月に『ほけんの窓口』鶴見西口フーガ2店はリニューアルオープンした大規模商業施設「LICOPA鶴見」へ移転したことで、新規来店顧客の増加を期待したものの、当連結会計年度中は新型コロナウイルス感染症の長期化により、予想したほどの増加にはつながりませんでした。

この結果、売上高は166百万円（前連結会計年度は157百万円）、セグメント損失は11百万円（前連結会計年度はセグメント損失26百万円）となりました。

【不動産関連事業】

（ビルメンテナンス業、不動産賃貸業）

不動産関連部門につきましては、不採算店舗の有効活用物件が引き続き安定的な収益をあげております。また、賃貸マンションのリフォームを行いながら、安定した入居率を保っております。総合ビル・メンテナンス部門につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、安心安全なビル・メンテナンス提案営業にさらに注力、掘り起こしにつなげることで新規取扱件数が増加し、引き続き堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は476百万円（前連結会計年度は485百万円）、セグメント利益は124百万円（前連結会計年度比1.8%減）となりました。

事業の部門別売上高

(単位：千円)

事業・商品別	金額
1. エネルギー事業	
石油製品及びその他石油商品関連	9,681,412
車検・整備	212,294
その他商品	112,273
計	10,005,979
2. カービジネス事業	
新車売上	2,608,020
中古車・整備	2,031,610
レンタカー	950,795
計	5,590,426
3. ライフサポート事業	
保険部門	166,436
計	166,436
4. 不動産関連事業	
不動産関連営業収入	476,658
計	476,658
合計	16,239,501

(注) 1. 石油製品は、ガソリン・軽油・灯油の合計額であり、軽油の販売金額には、軽油引取税が含まれております。

2. 中古車・整備には、中古車売上とサービス売上が含まれております。

3. 不動産関連営業収入には、不動産賃貸収入等が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は351百万円であり、その主なものは、試乗車用車両の購入等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当期においては、該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内及び世界経済は引き続き新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢などの影響により不透明な状況が続く中、当社グループの主力事業であるエネルギー事業とカービジネス事業を取り巻く環境は、大きな転換期に差しかかっているものと思われまます。

エネルギー事業においては、低燃費車の普及を背景とした構造的な石油製品の需要後退と世界的な脱炭素社会に向けた電気・水素等の代替エネルギーの普及が進みつつあります。

また、カービジネス事業においては、消費者の志向が「所有」から「利用」へ変化しつつある中で、多様化したモビリティサービス（MaaS）へのニーズが高まりつつあります。

このような状況の中、2022年5月よりスタートする中期経営計画（2022年5月～2025年4月）は、脱炭素社会に向け、エネルギーとモビリティ分野において世の中に必要とされる企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に邁進してまいります。

エネルギー事業では、脱炭素社会に向けた低燃費車の普及による構造的な需要減と昨年来からの原油高および近時の円安による買い控えの一方、後継者問題等によるSS事業者の淘汰も進む中、存続メリットを享受し、戦略的なSS拠点拡大も進めていくことで燃料販売量の維持拡大を図っていくとともに、EV充電器の設置等、新エネルギーへの対応も進めてまいります。また、収益面においては、引き続き燃料販売の適性マージンを確保しつつ、洗車、車検整備、カーリース、異業種施設の併設等による油外収益の拡大とともに営業体制の効率性を追求し、安定収益の確保に努めてまいります。

カービジネス事業では、輸入車販売部門において昨年来の世界的な半導体不足、物流混乱、およびウクライナ情勢等の外部要因により、当面は不十分な新車供給が続くものと見込む一方で、中古車販売および整備サービス部門で収益の下支えを強化してまいります。当社の取

り扱うプジョー、ジープは訴求力のあるブランドであり、新車バックオーダーは順調に積み上がっており、新車供給体制が回復した暁には、売上・利益ともに貢献する見込みです。

レンタカー部門においては、国内外の新車供給台数が品薄な状況の中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と外出規制緩和による需要拡大も見込み、また、受注件数と貸出車両台数管理との稼働率向上を追求し安定収益の確保に努めてまいります。

モビリティ部門においては、前年度からの自治体、大手鉄道会社、および異業種との連携を拡大し、観光・都市・地域MaaSの更なるビジネスモデルの構築と中期経営計画でお示しておりますスケールメリット享受に向けた体制を整えてまいります。

ライフサポート事業では、昨年9月に鶴見ショッピングセンターに移転した「ほけんの窓口」店舗の集客・相談件数の増加を見込み、お客さまのニーズに沿ったコンサルタント営業体制を強化してまいります。また、当社グループ全体の顧客を対象とした各種保険の提案営業を展開し、収益の底上げを図ってまいります。

不動産部門では、今年4月に施設の老朽化と周辺環境の変化に対応し新吉田SSを閉店し、モビリティサービスの付加価値を備え、環境に配慮した共同住宅物件へ転換いたします。引き続き当社所有不動産の有効活用を検討し、事業リスク分散と収益の極大化を進めてまいります。

管理部門では、セキュリティ対策を中心とした社内ITシステム投資の他、電子取引等のDX投資を進めるとともに、人事給与体系及び福利厚生の見直しによる働き方改革、及び健康経営、SDGs経営を進化させ、更なる生産性向上を目指し、企業価値の向上をサポートしてまいります。

次期連結会計年度の業績見通しは、売上高16,500百万円、営業利益300百万円、経常利益280百万円、親会社株主に帰属する当期純利益210百万円を見込んでおります。

なお、上記予想は、現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、今後様々な要因によって実際の業績は記載の予想数値と異なる可能性があります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 68 期	2019年度 第 69 期	2020年度 第 70 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 71 期
売 上 高	30,413,392 ^{千円}	27,333,723 ^{千円}	14,729,690 ^{千円}	16,139,470 ^{千円}
経常利益又は経常損失 (△)	13,432 ^{千円}	△32,717 ^{千円}	196,401 ^{千円}	272,172 ^{千円}
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△75,341 ^{千円}	97,842 ^{千円}	153,773 ^{千円}	195,878 ^{千円}
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△24.05 ^円	31.23 ^円	49.09 ^円	62.53 ^円
総 資 産	16,769,436 ^{千円}	10,244,300 ^{千円}	10,568,627 ^{千円}	10,149,977 ^{千円}
純 資 産	2,510,308 ^{千円}	2,575,747 ^{千円}	2,709,626 ^{千円}	2,875,430 ^{千円}

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数にもとづき算出したものであります。

なお、期中平均発行済株式総数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

(2022年4月30日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)エース・ビルメンテナンス	30,000 ^{千円}	100.0%	ビルメンテナンス業
双葉石油(株)	15,300	100.0	石油製品の販売

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、石油製品の小売・卸売販売、プジョーブランドおよびジープブランドの輸入車販売を中心に、自動車の車検・整備、レンタカー、保険代理店業務、国産車新車・中古車販売、ビルメンテナンス等の事業を営んでおります。当社は、販売体制を事業部制で運営しております。

事業部名	営業内容	店舗数	備考
エネルギー事業			
エネルギー部	石油製品販売	19	E N E O S 株式会社特約店 キグナス石油株式会社特約店
双葉石油(株)	石油製品販売	2	E N E O S 株式会社特約店
カーエンジニアリング部	車検・整備	1	民間車検工場
カービジネス事業			
インポートカー部(プジョー)	新車・中古車販売	3	Stellantisジャパン株式会社特約店
(ジープ)	新車・中古車販売	1	Stellantisジャパン株式会社特約店
レンタカー部	レンタカー	9	オリックス自動車株式会社FC店
モビリティ事業			
モビリティ部	次世代モビリティサービス開発	2	
ライフサポート事業			
ライフサポート部	保険代理店	3	ほけんの窓口FC店
不動産関連事業			
(株)エース・ビルメンテナンス	総合ビルメンテナンス	1	ビルメンテナンス・不動産賃貸業

(注) レンタカー部店舗数は取次店を除いております。

(8) 主要な営業所

事業部	住所
本社	横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
エネルギー事業	
エネルギー部	横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
双葉石油(株)	横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
カーエンジニアリング部	横浜市港北区新羽町848
カービジネス事業	
インポートカー部	横浜市青葉区荏田西五丁目18番10号
レンタカー部	横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
モビリティ事業	
モビリティ部	横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
ライフサポート事業	
ライフサポート部	横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
不動産関連事業	
(株)エース・ビルメンテナンス	横浜市鶴見区市場大和町2番23号

《営業店舗》

エネルギー事業

・エネルギー部

上中里SSS	小菅ヶ谷SSS	南本宿SSS	鶴見SSS
片倉SSS	左近山SSS	新横浜東SSS	松風台SSS
浅間町SSS	港南中央SSS	森の里SSS	阿久和SSS
N T 東SSS	東名横浜IC南SSS	藤沢南SSS	霧が丘SSS
久地SSS	王禅寺SSS	霧が丘西SSS	

・双葉石油株式会社

上郷SSS	衣笠NTSSS
-------	---------

・カーエンジニアリング部

環境車検新横浜店

カービジネス事業

・インポートカー部

プ ジ ョ ー 横 浜 青 葉	プ ジ ョ ー 相 模 原	プ ジ ョ ー 成 城
ジ ー プ 横 浜 港 南		

・レンタカー部（オリックスレンタカー）

新 横 浜 駅 前 店	大 口 店	横 浜 鶴 見 店
横 浜 西 口 店	横 須 賀 中 央 駅 前 店	藤 沢 駅 前 店
新 丸 子 駅 前 店	横 浜 港 南 店	町 田 駅 前 店

モビリティ事業

・モビリティ部

Fujisawa SST SQUARE Mobility	T s u n a s h i m a S S T
------------------------------	---------------------------

ライフサポート事業

・ライフサポート部（ほけんの窓口）

金 沢 八 景 店	LICOPA 鶴 見 店	二 俣 川 駅 前 店
-----------	--------------	-------------

不動産関連事業

・株式会社エース・ビルメンテナンス

エース・ビルメンテナンス 本社

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数(名)	前期末比増減(名)
エネルギー事業	72 (50)	△2 (2)
カービジネス事業	83 (36)	1 (7)
モビリティ事業	5 (1)	0 (0)
ライフサポート事業	22 (0)	0 (△1)
不動産関連事業	8 (23)	0 (△1)
その他の部門	29 (5)	2 (2)
合計	219 (115)	1 (9)

- (注) 1. 臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
204名(87名)	40.3歳	11.4年

- (注) 1. 臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社 横浜銀行	3,101,319千円
株式会社 三井住友銀行	1,016,000千円
株式会社 三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社 りそな銀行	99,677千円
株式会社 商工組合中央金庫	156,450千円
株式会社 みずほ銀行	196,660千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

3,132,535株 (自己株式 97,965株を除く)

(2) 株 主 数 2,063名
 (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
太 田 興 産 株 式 会 社	827千株	26.42%
北 野 淳 子	279千株	8.91%
E N E O S ホールディングス株式会社	234千株	7.46%
太 田 寿 美 子	160千株	5.12%
北 野 俊	117千株	3.74%
花 房 太 郎	80千株	2.57%
サ ン オ ー タ ス 社 員 持 株 会	66千株	2.11%
河 原 晶 子	39千株	1.27%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	39千株	1.24%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	26千株	0.82%

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数を控除の上算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

②当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年4月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北野 俊	代表取締役社長 営業本部	—
中村 直	取締役 モビリティ部	—
久米 健夫	取締役 管理部	—
高橋 理一郎	取締役	R 鎌倉経営法律事務所 代表弁護士
江畑 敏行	監査役 (常勤)	—
小嶋 郁夫	監査役	—
北村 俊和	監査役	—

- (注) 1. 監査役江畑敏行氏は、当社管理本部経理部長を歴任、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役高橋理一郎氏は、社外取締役であります。なお、高橋理一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役小嶋郁夫及び北村俊和の両氏は、社外監査役であります。なお、小嶋郁夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	4名	40,809千円	(うち社外 1名)	2,400千円)
監査役	3名	8,850千円	(うち社外 2名)	2,400千円)

(注) 報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針について決議しております。

①基本方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、業務執行取締役の報酬は、基本給と管理職手当及び役員手当からなる基本報酬（固定報酬）と退職慰労金にて構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本給のみを支払うこととする。

②取締役の報酬額の決定方針

当社の取締役の報酬は、月例の従業員給与の支給日に支払う固定報酬とし、株主総会で決定した報酬額等の範囲において、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮し、当社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定することを基本とする。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、基本方針にもとづき総合的に勘案し決定するものとする。

取締役の退職慰労金は、取締役が退任した際に、その在任期間の功労に報いるため、役員退職慰労金に関する規程の定めるところにより、株主総会での承認決議を経て支払うものとする。

③取締役および監査役の報酬等の株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成4年3月23日開催の臨時株主総会において年額120百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、平成10年7月28日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は1名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当連結会計年度における当社の取締役の報酬等の額は、取締役会により一任された代表取締役社長北野俊が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体

の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。これらの方針、手続き等を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が基本方針ならびに決定方針等に沿うものであり、相当であると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高橋理一郎氏は、これまで兼務しておりました株式会社さいか屋の社外取締役を2021年8月に辞任し、2021年12月にR & G横浜法律事務所を退所、同代表パートナーを退任しております。また、2022年1月にR 鎌倉経営法律事務所を設立、同代表弁護士に就任、兼務しておりますが、同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役小嶋郁夫氏は、該当事項はありません。社外監査役北村俊和氏は2021年6月に株式会社コーエーテクモホールディングス社外監査役を退任しており、該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役高橋理一郎氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回すべてに出席しており、主に弁護士としての豊富な経験と専門的見地および独立した客観的立場から議案審議および取締役会の意思決定について適切に様々な意見、助言を行っております。また、法律に関する高度な専門的知識と広い見識をもとに独立した立場から様々な助言や意見を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外監査役小嶋郁夫氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回すべてに、また監査役会には13回のうち13回すべてに出席し、警察官としての豊富な経験にもとづいた高い公共性から、必要に応じて適宜発言を行っております。

社外監査役北村俊和氏は、当期に開催された取締役会13回のうち13回すべてに、また監査役会には13回のうち13回すべてに出席し、出身分野である金融機関を通じて培った知識・知見から、必要に応じて適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	26百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的に区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、重要事項を審議、決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ②取締役は、取締役会にて決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会規程、その他の社内諸規程等に従い、担当職務を執行する。
- ③取締役および使用人は、法令、定款、取締役会規程及びその他の社内諸規程等を遵守する。
- ④監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について、執行状況を把握し、社内管理部門と連携して独立した立場から法令違反等の有無について、監査を実施する。
- ⑤「内部通報（ヘルプ・ホットライン）制度」については、社内窓口ならびに社外窓口、監査役窓口により当社グループ従業員等の法令違反行為等に関するあらゆる通報に対して適切な処理を行い、公益通報者保護体制の確立を図る。
- ⑥財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の信頼性および適正性を確保する。
- ⑦内部監査室において、コンプライアンス体制等の有効性および業務運営の適切性について監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報は文書管理規程にもとづき、適正に保存・管理する。また、個人情報の管理については、個人情報管理規程に従い、適正に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理体制確立のための委員会を設置し、リスクカテゴリーごとの所管部署を定め、当社グループ全体のリスク管理体制を明確化するとともに、監査役と内部監査室が協力して部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①毎月1回開催する定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催する。
- ②取締役会のほか、毎月1回、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を開催し、業績ほか主要事項の進捗を管理する。
- ③業務執行については、職務分掌・職務権限規程、その他社内諸規程を制定し、業務執行に関する責任、職務権限の明確化を図る。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社については、その経営の自主性を尊重しつつ、経営計画にもとづいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制、リスク管理体制を確保するために関係会社管理規程を定め、これにもとづく統制を行う。また、グループ会社間の調整や重要な意思決定については、グループ会社各社と協議のうえ対応、重要性の高いものについては、当社取締役会への報告を義務付けている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、管理部門の構成員の中から監査役の職務を補助する使用人を選任する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査等を命ぜられた場合には、取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとし独立性を確保する。また、当該使用人の評価・人事異動については、監査役会と事前に協議し、同意を得たうえで決定する。

(8) 監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、取締役会及び社内的重要な会議において、適宜、職務執行状況を監査役に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、リスク管理に関する重大な事項、重大な法令、定款への違反事項、その他コンプライアンスに関する重大な事項があることを発見した場合は、直ちに監査役へ報告する。

②子会社の取締役・監査役等および使用人等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役等および監査役ならびに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、直ちに監査役に報告する。また、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適切に報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度にもとづき、監査役に報告したことを理由として、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要と認められる場合、その費用等の請求にもとづき、速やかに当該費用等を支払うこととする。

(11) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会または監査役は、代表取締役等ならびに監査法人とも定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について積極的に意見交換を行うほか、その他の取締役や使用人とも必要に応じて会合を持ち、監査環境の整備を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する審査、決議を行い、取締役の職務執行状況を監督しているほか、経営会議を月1回開催し、経営体制や諸課題の検討、業績や主要事項の進捗管理を実施しております。

②コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款及び社内諸規程等の遵守を徹底することなどにより、コンプライアンス意識の向上に努めておりますとともに、リスク管理規程にもとづくリスク管理体制を構築するとともに、内部通報制度にもとづく内部通報窓口として、ヘルプホットライン社内窓口、社外窓口、監査役窓口を設置し運用しております。また、財務報告に係る内部統制体制を構築し、内部統制報告会の開催等により、財務報告の信頼性及び適正性を確保しております。

③監査役の職務の執行について

監査役の監査体制については、取締役会へ出席し、取締役および使用人等から職務の執行状況の説明等を求めるとともに、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、月1回監査役会を開催し、監査方針、監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会にて社外監査役との情報共有を図るなど、監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・持株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,755,713	流動負債	4,102,878
現金及び預金	826,104	支払手形及び買掛金	687,676
受取手形及び売掛金	881,614	短期借入金	2,320,000
商品	783,036	1年内返済予定の長期借入金	222,956
貯蔵品	1,540	リース債務	246,161
前払費用	49,432	未払金	131,695
未収入金	76,863	未払費用	144,447
その他	161,531	未払法人税等	39,181
貸倒引当金	△24,410	未払消費税等	94,834
固定資産	7,394,264	前受金	63,765
有形固定資産	6,437,979	賞与引当金	85,803
建物及び構築物	1,041,721	環境対策引当金	22,360
機械装置及び運搬具	297,424	その他の他	43,995
土地	4,499,789	固定負債	3,171,668
リース資産	574,588	長期借入金	2,235,214
その他	24,455	リース債務	391,872
無形固定資産	16,231	繰延税金負債	18,328
ソフトウェア	782	役員退職慰労引当金	118,069
その他	15,448	退職給付に係る負債	316,247
投資その他の資産	940,053	その他の他	91,936
投資有価証券	86,467	負債合計	7,274,546
長期貸付金	100,000	(純資産の部)	
破産更生債権等	9,395	株主資本	2,871,460
保険積立金	342,065	資本金	411,250
繰延税金資産	76,737	資本剰余金	462,500
差入保証金	300,999	利益剰余金	2,046,680
その他	34,014	自己株式	△48,970
貸倒引当金	△9,625	その他の包括利益累計額	3,970
資産合計	10,149,977	その他有価証券評価差額金	3,970
		純資産合計	2,875,430
		負債・純資産合計	10,149,977

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 5月1日から
2022年 4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,139,470
売上原価		12,400,802
売上総利益		3,738,667
販売費及び一般管理費		3,448,919
営業利益		289,748
営業外収益		
受取利息	3,194	
受取配当金	1,601	
受取手数料	17,925	
仕入割引	11,820	
受取保険金	18,801	
その他	15,266	68,609
営業外費用		
支払利息	62,266	
その他	23,919	86,185
経常利益		272,172
特別損失		
固定資産売却損	8,283	
固定資産除却損	1,443	
減損損失	8,614	
環境対策引当金繰入額	22,360	40,701
税金等調整前当期純利益		231,471
法人税、住民税及び事業税	54,655	
法人税等調整額	△19,062	35,593
当期純利益		195,878
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		195,878

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 5月1日から
2022年 4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	411,250	462,500	1,882,127	△48,970	2,706,907
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△31,325		△31,325
親会社株主に帰属する当期純利益			195,878		195,878
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	164,552	-	164,552
2022年4月30日残高	411,250	462,500	2,046,680	△48,970	2,871,460

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,718	2,718	2,709,626
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△31,325
親会社株主に帰属する当期純利益			195,878
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	1,251	1,251	1,251
連結会計年度中の変動額合計	1,251	1,251	165,803
2022年4月30日残高	3,970	3,970	2,875,430

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,297,355	流動負債	3,986,223
現金及び預金	470,007	支払手形	95,685
受取手形	3,729	買掛金	544,218
売掛金	811,631	短期借入金	2,320,000
商貯蔵品	768,922	1年内返済予定の長期借入金	185,044
前払費用	1,355	リース負債	246,161
未収金	48,567	未払費用	136,270
そ の 引 当	73,475	未払法人税等	130,526
貸倒引当金	143,878	未払消費税等	32,427
	△24,212	未払引当金	87,167
有形固定資産	7,267,117	未償前受り金	80,200
建物	6,343,801	環境対策引当金	63,765
構築物	1,004,325	その他	13,306
機械及び装置	37,281	固定負債	2,931,340
車両運搬具	48,125	長期借入金	2,018,582
工具、器具及び備品	237,592	リース負債	391,872
土地	18,799	退職給付引当金	310,779
リース資産	4,419,690	役員退職慰労引当金	118,069
建設仮勘定	574,588	その他	92,036
	3,398	負債合計	6,917,563
無形固定資産	14,207	(純資産の部)	
ソフトウェア	782	株主資本	2,642,350
その他	13,425	資本剰余金	411,250
投資その他の資産	909,108	資本準備金	462,500
投資有価証券	46,343	利益剰余金	1,817,570
関係会社株	33,906	利益準備金	30,692
出資	3,221	その他利益剰余金	1,786,877
長期貸付金	100,000	別途積立金	1,430,040
破産更生債権等	9,395	繰越利益剰余金	356,837
差入保証金	280,240	自己株式	△48,970
繰延税金資産	74,836	評価・換算差額等	4,558
保険積立金	342,065	その他有価証券評価差額金	4,558
そ の 引 当	28,725	純資産合計	2,646,909
貸倒引当金	△9,625	負債・純資産合計	9,564,472
資産合計	9,564,472		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年 5月1日から
2022年 4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		15,004,911
売上原価		11,625,798
売上総利益		3,379,113
販売費及び一般管理費		3,172,058
営業利益		207,055
営業外収益		
受取利息	1,906	
受取配当金	13,085	
受取手数料	33,449	
仕入割引	10,710	
受取保険金	18,801	
その他	13,222	91,176
営業外費用		
支払利息	60,029	
その他	21,115	81,145
経常利益		217,086
特別損失		
固定資産売却損	8,283	
固定資産除却損	1,443	
減損損失	8,614	
環境対策引当金繰入額	22,360	40,701
税引前当期純利益		176,385
法人税、住民税及び事業税	35,729	
法人税等調整額	△21,445	14,284
当期純利益		162,100

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年 5月1日から
2022年 4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	411,250	462,500	462,500
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）</small>			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2022年4月30日残高	411,250	462,500	462,500

	株 主 資 本					自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	30,692	1,430,040	226,062	1,686,795	△48,970	2,511,575	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△31,325	△31,325		△31,325	
当期純利益			162,100	162,100		162,100	
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）</small>							
事業年度中の変動額合計	-	-	130,775	130,775	-	130,775	
2022年4月30日残高	30,692	1,430,040	356,837	1,817,570	△48,970	2,642,350	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,119	3,119	2,514,694
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△31,325
当期純利益			162,100
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,438	1,438	1,438
事業年度中の変動額合計	1,438	1,438	132,214
2022年4月30日残高	4,558	4,558	2,646,909

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

株式会社サンオータス
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 田中 章公
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンオータスの2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンオータス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月29日

株式会社サンオータス
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 田中 章公
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンオータスの2021年5月1日から2022年4月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に至っては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月30日

株式会社サンオータス	監 査 役 会
常勤監査役	江 畑 敏 行 ㊟
社外監査役	小 嶋 郁 夫 ㊟
社外監査役	北 村 俊 和 ㊟

以 上

〈× 毛 欄〉

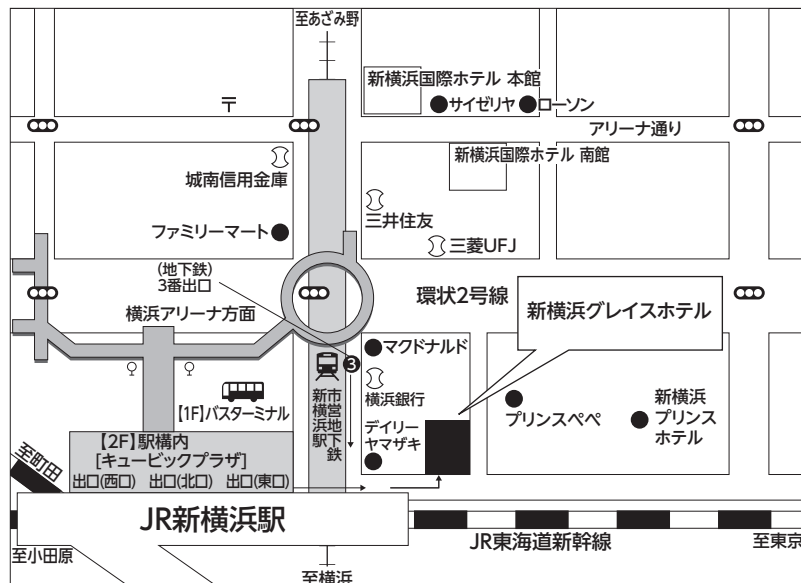
株主総会会場ご案内図

新横浜グレイスホテル 3階「グレイス」

横浜市港北区新横浜三丁目6番地15

電話045-474-5111 (代表)

昨年と株主総会会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通のご案内

JR東海道新幹線新横浜駅東口、西口より

徒歩1分

JR横浜線新横浜駅北口より

徒歩1分

市営地下鉄ブルーライン新横浜駅3番出口より

徒歩1分

■新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルスの接触感染リスクを低減させるため、本定時株主総会におきましては、**お土産の配布、株主様控室での飲料のご提供を中止**とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。